

**令和 7 年度和歌山県 ICT・PHR を活用した特定保健指導基盤整備事業委託業務
に係る企画提案書作成のための仕様書**

1 業務の名称

令和 7 年度和歌山県 ICT・PHR を活用した特定保健指導基盤整備事業委託業務

2 目的

和歌山県の市町村国民健康保険の特定保健指導の実施率は、令和 5 年度で 28.2%と低い状況が続いており、健康管理が必要な指導対象者の健康状態の把握、個々の状態に応じた保健指導等が十分にできていないことが課題となっている。

また、2013 年から、特定保健指導における ICT の活用が可能となり、2024 年 4 月開始の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」では ICT 活用が推進されているが、2021 年度の保険者データヘルス全数調査によると、「特定保健指導において、ICT を活用した初回面接に取り組んでいる」と回答した保険者は 9.4%と少ない。

このため、従来型の手法に加え、ICT 及び PHR の特性を活用した特定保健指導（以下「ICT 特定保健指導」という。）を実施することで、特定保健指導の実施率及び実施効果の向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

4 対象市町村及び対象者数（見込み）

以下の県内 5 市（以下「対象市町村」という。）とする。

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市

対象市町村における 40 歳から 74 歳までの国保被保険者のうち、特定健康診査を受診し、特定保健指導の対象となった者のうち、対象市町村が選定した者を本業務の対象者（以下「対象者」という。）とする。

○対象者数（見込み） 150 人

5 業務内容

(1) 実施体制の整備等

① 実施体制の整備

受託者は、ICT 特定保健指導業務を円滑に実施できる体制を整え、実施に必要な設備及び環境を整備すること。ただし、本業務の対象者が使用するスマートフォン端末については対象者が所有する機器を使用させることとする。

受託者が提案する特定保健指導において、ウェアラブル端末を使用する場合、ウェアラブル端末の準備方法（対象者が所有する機器を使用する、又は受託者において調達し貸与する等）についても、企画・提案すること。なお、ウェアラブル端末の利用については受託者の提案によることとし、必須事項ではない。

② スマートフォン向けアプリケーション（以下「アプリ」という。）の提供及びデータの管理

対象者が、体重及び腹囲等の情報を記録し、アプリ上で日次、週間測定データを確認できるアプリを提供し、これらのデータを管理できるシステム環境を整備すること。

○アプリの要件

- ・ 体重及び腹囲は必ず記録できるものとし、その他の記録項目（食事内容、歩数、血圧等）については、その測定方法も併せて企画・提案すること。
- ・ 情報セキュリティの観点から、データを管理するサーバは国内に限ること。
- ・ アプリの開発者、管理者が明らかなものに限ること。
- ・ iOS 及び AndroidOS のいずれにも対応可能なものとする。
- ・ 対象者のモチベーション維持のため、アプリは簡便な操作で負担なく利用できるもので、できるだけ 1 つのアプリで完結できるよう努めること。

③ 勸奨チラシの作成

受託者は、ICT 特定保健指導のメリットが対象者に伝わるように工夫したチラシを白黒印刷用とカラー印刷用で作成し、その印刷可能な原稿データを県及び対象市町村へ提供すること。

チラシには、対象者からの申込みを受け付けるオンラインフォームへアクセスするための二次元コードを掲載すること。

また、原稿データの提供後も、対象市町村の要望に応じて一部内容をアレンジできるようにし、校正は柔軟に対応すること。

○アレンジ例

- ・ 対象市町村の連絡先を記載
- ・ 対象市町村が実施するその他の手法について併記

④ 申込受付・問合せ対応

ア 対象者から ICT 特定保健指導の利用申込みを受け付けるオンラインフォームを作成すること。

イ ICT 特定保健指導以外の方法で特定保健指導利用（対面・訪問）を希望する旨申込みがあった場合には、速やかにその内容を対象市町村に伝達すること。

ウ オンラインフォームへ申込みがあった際には、速やかに対象市町村に対して申込者の情報を共有し、資格確認を行うこと。その際の方法については、対象市町村と個別に協議し、決定すること。

エ 対象者からの苦情や要望については速やかに受託者にて対応し、必要に応じて県及び対象市町村に報告すること

(2) ICT 特定保健指導の実施

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）」に基づき、対象者へ ICT を活用して初回面接及び継続支援を行う。なお、支援の方法やポイントの算定要件等については、実施基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法、最新の特定健康診査・特定保健指導の円

滑な実施に向けた手引き、標準的な健診・保健指導プログラムに基づき、専門的知見をもって対応すること。

① 初回面接

- ア 対象者に、特定健診の結果を提出させることとし、その方法について企画・提案すること。
 - イ 健診結果と対象者の生活習慣との関係や行動変容の必要性を理解できるよう支援すること。
 - ウ 特定保健指導の支援期間や支援方法について説明し、対象者の同意を得ること。また、次回支援日を対象者と共有すること。
 - エ 対象者の特性や課題の重要性によって優先順位を判断し、目標とする行動変容を設定すること。
 - オ 初回面接を行う場合は、映像・音声を確認できる通信機器を用いて実施し、接続に関するサポートも実施すること。
 - カ 対象者が考える将来の生活像を明確にした上で、具体的に実践可能な行動目標を選択できるよう支援し、特定保健指導支援計画を作成すること。
- ※ 年度内に保健指導を終了する必要があるため、初回支援の実施は 12 月までとする。

② 継続支援

- ア 対象者の取組状況を把握し、取り組む上での課題の共有と解決を図り、対象者が取組を継続する意欲を維持できるよう、支援頻度や支援内容を調整すること。
- イ 初回面接時に設定した目標が達成困難な場合、困難であった背景を聞き取った上で、中間評価によって目標を変更し、変更後 2 か月間の生活習慣の改善を支援すること（積極的支援のみ）。
- ウ 遠隔面接を行う場合は、映像・音声を確認できる通信機器を用いて実施すること。接続に関するサポートも実施すること。

③ 実績評価

- ア 設定した行動目標の達成状況、並びに、身体状況、生活習慣における変化の有無及びその背景について評価を行うこと。
- イ 支援終了後も取組を継続するよう意識づけを行い、次年度の健診受診勧奨を行うこと。

④ 対象者へのインセンティブの企画・提供

ICT を活用した特定保健指導の利用率向上及び脱落率低下を目的としたインセンティブを企画・提案すること。

なお、インセンティブの提供は受託者にて担い、発送予定者や案内文については県及び対象市町村と事前に協議の上決定すること。

また、インセンティブについては、県及び対象市町村へもサンプルを提供すること。

⑤ 共通事項

- ア 実施に当たっては、対象者の利便性向上のため、土日祝及び夜間（最短でも 20:00 までとするが、それ以降も提案可能）も対応可能な体制とし、その体制について提案すること。
- イ 対象者への支援は、原則 ICT を活用した遠隔での支援によることとし、説明会等の現地開催は行わないこと。
- ウ 個人情報の受渡方法は、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から、LGWAN 回線又はセキュリティ便を利用することとし、その費用及び必要な準備は受託者が負担することとし、その受渡方法について提案すること。
- エ 特定保健指導に使用する教材は、指導開始前に県及び対象市町村へ提供の上、使用の可否を確認すること。
- オ 特定保健指導に必要な消耗品（メジャー等）は、受託者において準備し、対象者へ送付すること。
- カ 特定保健指導開始後に治療・内服を開始した場合は、本人経由で主治医の了解を得られれば、保健指導を継続できるものとする。
- キ 積極的支援においては、アウトカム評価とプロセス評価を合わせて 180 ポイント達成するように支援を実施すること。
- ク 支援予定日に利用しなかった場合は、受託者が当日及びその後 1 週間に 2 回程度利用勧奨を行うこと。
- ケ 対象者から必要な情報が得られないために実績評価ができない場合、受託者は対象者に対し複数回勧奨を行うこと。なお、実績評価時点で既に 180 ポイント以上獲得している場合は、特定保健指導記録に勧奨回数を明記すること
- コ 特定保健指導実施期間中に加入する医療保険の変更等、被保険者の資格を喪失した場合は、速やかに終了し、県及び対象市町村へ報告すること。
- サ 早急に医療につなげる必要がある、緊急を要する場合は、その都度県及び対象市町村に迅速に報告すること。

(3) アンケートの実施

事業評価を行うため、ICT 特定保健指導の対象者及び対象市町村向けのアンケートの作成、配布、回収、分析及び評価を実施すること

① 実施回数

ICT 特定保健指導の対象者に対しては、事業実施前後で 2 回実施すること。

対象市町村に対しては、事業終了後の 1 回実施すること。

② アンケート項目の作成

アンケート項目及びその評価方法について、ICT 特定保健指導の対象者に対しては、対象者の健康意識の変化や行動変容等を評価できるような項目、対象市町村に対しては、事業のスケジュール、課題、満足度等を評価できるような項目及び評価方法を提案すること。

③ 実施方法

原則、オンラインにより実施することとし、確実に回収できる方法を提案すること。

(4) 事業効果の分析

(3) のアンケート結果や ICT 特定保健指導対象者のアプリ利用状況等をもとに、対象者の属性情報（性・年齢、健診結果データ等）との相関関係等を分析し、対象市町村ごと及び県総括版の事業成果報告書を作成することとし、分析内容や指標を企画・提案する。

なお、分析に使用したデータベースについても、併せて提出すること。

(5) 成果報告会での報告

県が令和 8 年 3 月に実施予定の全市町村に対する成果報告会に出席し、(4) の分析結果及び事業評価を発表すること。（オンラインでの参加可）

(6) その他

① 対象市町村からの問合せ対応

業務実施に当たっては、対象市町村と連携、協議を進めるとともに、ICT 特定保健指導の実施に係る単価契約手続について、契約書及び仕様書案を提示する等し、遅延なく行うこと。

対象市町村からの相談等に速やかに対応できる体制を整備すること。

② 本業務に係る事務処理全般

上記 5 (1) ～ (5) の事務のほか、本業務に関して対象市町村から事務処理の指示があった際は、県と協議し、その指示に従うものとする。

6 特定保健指導に係る経費（「5 業務内容」(2)に係る経費）

特定保健指導に係る経費については、下記金額を上限として単価を提案すること。また、脱落の取扱いについても明記すること。

なお、特定保健指導に係る経費は、県との本事業の契約とは別に、対象市町村と個別に契約を締結した上で、対象市町村からそれぞれ支払を受けるものとする。その際の請求時期及び方法については、月ごとに支払条件に基づく単価払いができるようにし、対象市町村と個別に協議の上、対象市町村ごとに決定すること。

また、請求に当たっては、行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価終了後に、それぞれ遅延なくその結果を取りまとめ、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、LGWAN 回線により実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（CD-R 等）を実施月ごとに取りまとめ、速やかに提出すること。

区分	一人当たり単価上限 (消費税及び地方消費税の額を含む)	支払条件
動機付け 支援	10,000円	初回面接による支援終了後 左記金額の8/10を支払う 実績評価終了後 左記金額の残りの2/10を支払う
積極的 支援	20,000円	初回面接による支援終了後 左記金額の4/10を支払う 実績評価終了後 左記金額の残りの6/10を支払う 内訳 3か月以上の継続的な支援5/10※ 実績評価 1/10 ※3か月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額の5/10に実施済みポイントを180で除した割合（上限を1とする）を乗じた金額を支払う。

7 委託料

(1) 共通基盤整備費用（「5 業務内容」(2) 以外の経費）

本業務事業を円滑に実施するための体制整備や準備に係るその他の費用（支援プログラムの作成、アプリケーション構築、勧奨チラシの作成、効果分析に関する経費、報告書作成経費、システム開発経費、その他事務経費）は 25,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

(2) 支払

県との委託契約により、契約期間終了後、受託者からの実績報告書の提出を受け、適当と認めた場合に県が一括で支払う。

8 実施計画書及び実績報告書の提出

- (1) 対象市町村との事前調整後、本業務に係る実施計画書を提出すること。
- (2) 業務完了後、その業務の成果を記載した委託業務実績報告書を提出するものとし、下記の事項を報告内容に含めること。
 - ① 業務名
 - ② 実施期間
 - ③ 実施した業務内容
 - ④ 成果物の内容
 - ⑤ 業務完了日

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の全部再委託の禁止

本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、県及び対象市町村の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の2分の1未満でなければならない。

(2) 個人情報保護

本業務を処理するため知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並びに県及び対象市町村の個人情報取扱特記事項に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏えいが生じないように措置すること。

なお、業務終了時に、本業務において利用した個人情報を、県又は対象市町村が指定する方法により、返還、消去又は廃棄を実施し、その日時及び内容等について書面により報告すること。

また、対象者が自らアプリに登録した記録や情報等（以下「アプリ登録情報」という。）については、本業務終了後、受託者が対象者に継続利用の意向を確認し、継続利用を希望する者についてはアプリ登録情報を消去しないこととする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

なお、本業務終了後も同様とする。

(4) 経理

本業務に係る経理状況を明確にしておくとともに、県の求めに応じて説明すること。

10 その他

- (1) 受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで、業務の遂行に当たっては県と緊密に連携を取り、円滑な業務の実施に努めること。
- (2) 本業務の実施に際して、利益誘導を伴う行為は行ってはならない。

- (3) 本業務により得られた成果物及び資料・情報等は、県及び対象市町村の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義等については、その都度、県と受託者が協議の上、決定する